

指定医療機関の指定の取消しについて

平成27年1月23日

都は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項第1号の規定に基づき、指定医療機関の指定を取消しました。

1 指定を取り消した指定医療機関

- (1) 名称：医療法人社団豊泉会とよしま医院
所在地：練馬区石神井台三丁目34番5号1階
開設者：医療法人社団豊泉会（理事長豊島宅男）
取消日：平成27年1月23日

(2) 名称：いとう調剤薬局

- 所在地：練馬区関町北一丁目23番10号
開設者：有限会社いとう調剤薬局（代表取締役伊藤英俊）
取消日：平成27年1月23日

2 生活保護法による処分理由

医療法人社団豊泉会とよしま医院は平成26年7月25日付で健康保険法（大正11年法律第70号）第80条の規定に基づき保険医療機関の指定を取り消されたことにより、いとう調剤薬局は同じく平成26年7月25日付で健康保険法第80条の規定に基づき保険薬局の指定を取り消されたことにより、法第49条の2第2項第1号に該当するに至った。

生活保護法に規定する指定医療機関の指定の取消事由に該当することから、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定に基づき、平成26年12月25日に聴聞を実施した。

聴聞の結果、当事者から意見がなかったため生活保護法第51条第2項第1号の規定により、指定の取消しを行った。

〔参考〕 関係法令

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（指定の申請及び基準）

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二～九 （略）

3 （略）

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の辞退及び取消し）

第51条 （略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二～十 （略）